

## 山形県農林水産部総合評価落札方式簡易Ⅱ型における事後審査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、農林水産部が所掌する建設工事に係る総合評価落札方式簡易Ⅱ型の実施において、技術資料及び入札参加資格の審査を開札後に優位の入札参加者から行い、適格の場合に落札決定する方式（以下「事後審査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 総合評価落札方式簡易Ⅱ型の工事は事後審査を適用するものとする。ただし、知事又は山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日山形県訓令第49号）第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者が、事後審査によらないことが必要と認めた工事の場合はこの限りでない。

### (自己評価申請書の提出)

第3条 入札参加者は自身の技術資料について、入札公告、入札説明書及び農林水産部総合評価落札方式ガイドラインをもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら評価した加算点（以下「自己評価点」という。）を自己評価申請書（様式1）に記入し、入札公告に定めるところにより当該申請書を提出するものとする。自己評価点は、開札後に行う入札参加者の審査順を決定する際に用いられ、また、事後審査の際には加算点の上限値となるので、適正かつ誠実に記入するものとする。なお、自己評価申請書を提出しない者及び当該申請書に予め記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、本入札の参加資格を失うものとする。

### (技術資料の審査)

第4条 技術資料の審査は、記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合を行うものとする。

- 2 当該工事を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、入札参加者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される評価値の最も高い者について行うものとする。ただし、審査後の加算点は入札参加者の自己評価点を限度とし、審査後の加算点が自己評価点を下回る場合は審査後の加算点とする。
- 3 前項の審査の結果、評価値の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の評価値の最も高い者について前項の審査を行い、評価値の第1位の者が決定するまで、前項の審査を順次繰り返すものとする。
- 4 所管課長は、技術資料の審査に疑義が生じた場合は、VE審査委員会に諮り、当該委員会で審査するものとする。

### (落札者の決定方法)

- 第5条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、前条の規定により審査後の評価値が最も高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者が2者以上であるときは、その複数の者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、開札後、落札決定を保留し、前項の落札候補者の入札参加資格について、予め提出された一般競争入札参加資格確認申請書により確認を行う。
  - 3 入札執行者は、入札参加資格に疑義が生じた場合は、指名業者選定審査会に諮り、当該審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
  - 4 低入札価格調査において、調査基準価格を下回る価格の落札候補者について調査の結果、失格と判断された場合は、落札者とししない。
  - 5 落札候補者が、第2項又は第3項の規定により、入札参加資格を有することが確認又は決定されたとき、かつ前項に該当しないときは、当該者を落札者に決定するものとする。ただし、当該者が2者

以上となったときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 6 落札候補者が、第2項若しくは第3項の規定により、入札参加資格を有しないことが確認若しくは決定されたとき、又は第4項に該当するときは、当該者を除いて、前条及び前各項の規定による審査等を落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。
- 7 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内（山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に行うものとする。
- 8 入札者名、入札金額、落札者名及び落札金額の公表は、様式3により行うものとする。

（技術資料審査結果に係る説明要求）

- 第6条 第4条の技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された加算点と相違があった者は、落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に書面（様式2）により回答するものとする。

（手続き）

- 第7条 公告から契約締結までの手続き及び所要日数は、別紙簡Ⅱ農林1及び別紙簡Ⅱ農林2を標準とする。

（様式等）

- 第8条 自己評価申請書等の様式等については、次の表によるものとする。

	様式	備考
技術資料に係る自己評価申請書	様式1、様式1（地域雇用）	
技術資料	様式簡易Ⅱ第1号 様式簡易第1号 様式簡易第2号 様式貢献第1号 様式貢献第2号 様式地域雇用第1号 様式地域雇用第2号 様式地域雇用第3号	
技術資料審査結果に係る説明書	様式2	
入札結果（事後審査）	様式3	
手続きフロー	別紙簡Ⅱ農林1 別紙簡Ⅱ農林2 別紙簡Ⅱ農林3	

（備考）技術資料に係る様式は「山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（運用編）」による。

（その他）

- 第9条 この要領に定めのない事項については、「山形県建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱」及び「山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱」の関係規定の定めによるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日以後に施行伺いを行う工事から適用する。

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日以後に施行伺いを行う工事から適用する。

この要領は、平成 30 年 7 月 17 日以後に入札公告を行う工事から適用する。